

岳南広域都市計画の変更について

－ 環境衛生センター（中之郷字小池下） －

1 これまでの経緯

環境衛生センターは、旧富士川町・旧蒲原町・旧由比町のごみ焼却処理及び汚物処理を担う施設として、平成3年3月に庵原広域都市計画の都市施設として都市計画決定され、3町の一部事務組合の運営により稼動されてきました。

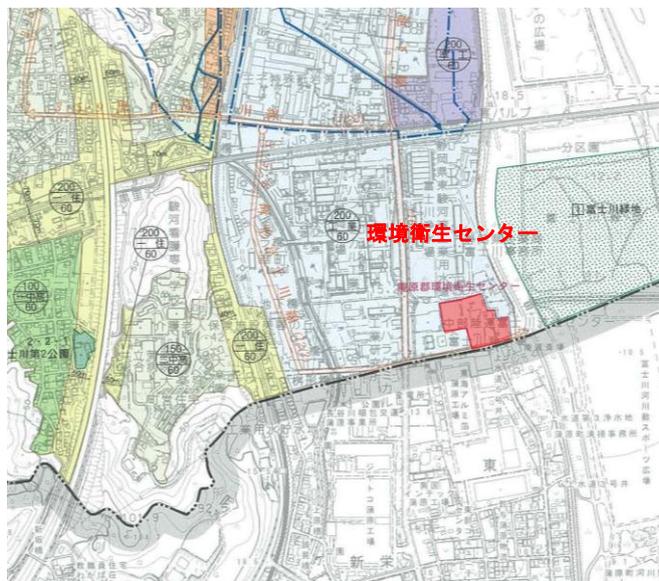
名 称	計画決定		供用状況			当初決定	
	面積 (ha)	処理能力（参考）		面積 (ha)	処理能力		
		ごみ焼却 (t/24h)	汚物処理 (kl/24h)		ごみ焼却 (t/24h)		汚物処理 (kl/24h)
環境衛生センター	1.29	75	70	1.29	停止	76.9	H. 3. 3. 12

しかしながら、その後の市町合併により、施設の利用形態は変わり、一部事務組合は解散し、ごみ焼却場は稼動停止後に解体し、現在は、汚物処理場のみが、静岡市によって運営されています。

（現在の利用形態）

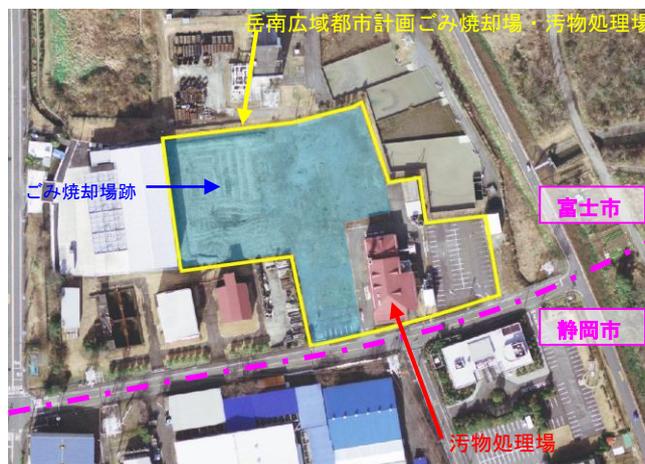
	旧富士川町分	旧蒲原・由比町分
ごみ焼却	富士市施設（環境クリーンセンター）で処理	静岡市の施設で処理
汚物処理	富士市施設（ききょう）で処理※	現施設で処理

※かぎ穴地区のし尿については、現施設で処理



2 都市計画変更の考え方について

現在、ごみ焼却場については解体され、その機能を果たしていない状況にあります。旧富士川町の全ての一般廃棄物は環境クリーンセンター（大淵字八ヶ久保）で処理していますが、昨年11月の「新環境クリーンセンター（大淵字麴窪）の都市計画決定」を受け、将来的にも現在地にて、ごみ焼却場を稼動する予定がなくなったことから、ごみ焼却場部分の都市計画を廃止することとします。



(新環境クリーンセンターの都市計画決定について)

- ・環境衛生センターは、旧富士川町、旧蒲原町、旧由比町のごみ排出量等を勘案し、規模を設定
- ・環境クリーンセンターについては、旧富士市のごみ排出量等を勘案し、規模を設定



新環境クリーンセンターは、合併後の全市的な観点から、その位置や面積を都市計画決定しており、都市計画上、中之郷字小池下のごみ焼却場は不要となります。

名称	計画決定		供用状況		当初決定
	面積 (ha)	処理能力 (参考) (t/24h)	面積 (ha)	処理能力 (t/24h)	
富士市新環境クリーンセンター	7.50	250	未供用		H. 25. 11. 20

3 環境衛生センターの変更概要について

都市計画変更の考え方で示したように、ごみ焼却場のみを廃止することとし、現在も稼働している汚物処理場の機能については、引き続き都市施設として継続していくこととします。なお、平成35年をもって、静岡市との汚物処理場の土地の賃貸借契約が満了を迎え、解体されることから、その時点をもって、汚物処理場の都市計画についても廃止することとします。

	名称		位置	面積	備考
	機能	施設名			
変更後	汚物処理場	環境衛生センター	富士市中之郷字小池下	約0.4ha	汚物処理 70kl/24h
変更前	ごみ焼却場	環境衛生センター	富士市中之郷字小池下	約1.29ha	ごみ焼却 75t/24h
	汚物処理場				汚物処理 70kl/24h

4 今後のスケジュールについて

都市計画の変更原案説明会 (6月20日、6月23日)

公聴会 (7月18日、公述の申し出がなければ開催せず)

都市計画案の縦覧

都市計画審議会での審議

都市計画決定・告示

都市計画原案について、ご意見があれば、公述申出書を提出することにより、公聴会で意見を述べることができます。

都市計画案について、ご意見があれば、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

【お問い合わせ先】 富士市永田町1丁目100番地

富士市役所都市整備部都市計画課 都市政策担当 電話 (0545) 55-2786

※ 公述申出書や意見書の提出方法 (時期) については、広報ふじや市ウェブサイトにてお知らせします。